

政 委 第 27 号
平成 23 年 12 月 9 日

経 済 産 業 大 臣
枝 野 幸 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本貿易保険及び独立行政法人原子力安全基盤機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 特別会計改革への対応

貿易再保険特別会計の廃止に伴う新たな制度を設計するに当たっては、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ、法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、十分な検討を行うものとする。

2 リスク審査能力の向上

近年、リーマン・ショックや欧州ソブリン問題などの国際金融市場の不安、アラブの春にみられるような政治的リスクなど、様々なリスクが顕在化している。

これらのリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図るものとする。

3 保険金の的確な査定

貿易一般保険の保険金支払に係る査定については、平成23年10月28日付けの会計

検査院長通知により、的確な査定を行うための体制を整備するよう、是正改善を求められている。売買契約書や船荷証券等の写しと請求内容を突合するなど査定していたとしているが、平成18年度から20年度までの3年間に、同一被保険者に保険金を支払った9件について保険の対象である取引の存在が確認できない状態が生じており、このような事態の発生は、保険システムの根幹を揺るがすことにもつながりかねない重大な問題である。

このため、保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、会計検査院の指摘をも踏まえ、再発防止に向けて必要な措置を講ずるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

独立行政法人原子力安全基盤機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」という。）による甚大な被害に言及するまでもなく、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）が担う業務の重要性に疑問の余地はない。しかしながら、繰り返される検査ミスをもみても、これまでのJNESは、到底国民の期待に応えてきたとは言い難く、危機意識の欠如・マネジメントの不在など、組織風土に根差した根本的原因に大きな問題があると指摘せざるを得ない。

失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、JNESの組織風土を刷新し抜本的な意識改革を行うとともに、JNESの主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行の原子力安全規制体制を前提としたものであり、原子力エネルギー政策の見直しや福島原発事故の検証を踏まえた安全規制組織の在り方の検討を必ずしも拘束するものではないが、平成24年末を目途に成案を得るとされる原子力安全規制に関する実施体制・業務の在り方等の検討においても勧告の方向性の趣旨を踏まえた検討が行われることを期待する。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

さらに、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 検査等業務

(1) 抜本の見直し

検査ミス等の事象発生時には、JNESにおいて発生原因の究明と再発防止対策の策定、研修等による検査員への周知とその実行等、各種対策を講じてきたとしているが、今般も重大な検査ミスが発覚している。

JNESのコアミッションである検査等業務に関しては、JNES品質マネジメントシステム(QMS)により品質管理を行ってきたとしているが、度重なる検査ミスの発生は、組織風土・危機意識の欠如のみならず、検査の手法、内部チェックシステムやマネジメントレビューなど様々な問題に起因するものであり、抜本的な見直しが必要不可欠である。

検査等の業務を厳格に行うためには、検査員等が原子力事業者等から独立し、中立性・公正性が確保されていることが不可欠であるが、JNESは、検査員等として原子力事業者等の出身者を多数採用しており、検査の中立性・公正性に疑念が生じている。このため、原子力事業者等からの採用(再雇用を含む。)に依存することがないように体制を構築するため、新規採用者や原子力事業者等以外からの中途採用者の育成に努め、検査等の業務に従事させる原子力事業者等の出身者を極力低減させるとともに、検査対象を、出身元とかかわりのない施設に限るものとし、国民の信頼を確保するための措置を講ずるものとする。

また、検査要領書を事実上検査事業者側に作成させるなどの不透明な関係が国民の信頼を失わせる事態を招いており、抜き打ち検査の強化など検査の在り方を抜本的に見直すものとする。その際、検査等の中立性・公正性に疑念を招くことがないように、検査員等の倫理について厳格な規律を確保するとともに、JNESが行う全ての検査等について、検査の結果や検査での指摘事項、やり取り概要等の情報を開示するものとする。

加えて、JNES内部の検査リスクの品質管理手法に関しては、検査の各段階及び各作業において、品質管理レビューが正常に行われるよう、JNES関係者以外の第三者がJNES検査を監視できるような体制に改めるものとし、現行のJNES内部の業務管理・チェック体制については、ゼロベースでの刷新を行うものとする。

また、JNESによる品質管理手法の見直しのみでは、国民の信頼はあまり回復できないと考えられることから、今後の原子力安全規制に関する実施体制・業務の

在り方等の検討に当たっては、JNESが行う検査等に対し、新たな外部監視体制の構築等、JNESの枠組みを越えた検査等安全規制体制を検討するものとする。

(2) 福井事務所における検査等の見直し

福井事務所については、福井県内に立地する原子力施設の検査等の業務を実施するために配置されており、組織上JNES本部の検査業務部（以下「検査業務部」という。）と一括体制になっているとしているが、検査業務部と福井事務所それぞれ策定されている「品質マネジメント（QM）マニュアル」をみても、同水準とはなっていない。

また、今般発覚した検査ミスは福井事務所が実施した大飯原発3号機の14回定期検査であるが、1年後に実施された15回定期安全管理審査レビューの際には発覚せず、1年半後に行われた同原発4号機の定期安全管理審査レビューの際にミスが発覚したものであり、福井事務所における検査等のマネジメントが的確に機能していないとの疑念が拭えない。

このため、検査業務部による一括体制が適切に機能するように検査等業務のマネジメントの見直しを行うこととし、福井事務所については検査業務部との統合も含めた抜本的な見直しを行うものとする。

2 防災関連業務

(1) 福島原発事故の教訓を踏まえた対応

福島原発事故においては、大熊町に設置されていた緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）が使用できない事態に陥り、このことが福島原発事故に対する初動対応とその後の対策の遅れの一因とされている。

今後、福島原発事故に関する調査・検証作業や防災計画・指針等の見直し作業において、オフサイトセンターの立地場所や機能・設備等も含めた検討が行われることとなっているが、その際、福島原発事故の教訓を踏まえた対応を行う観点から、

ハード面については、地震・津波という複合災害及び高い放射線量を想定した施設等の改善等（放射線の遮蔽や、非常時の電源・通信手段及び食料等の確保）を図るとともに、

ソフト面については、災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、

シビアアクシデント^(注)に至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等を始めとした防災訓練・計画の抜本的な見直し、関係規程等のマニュアル類や緊急時対策支援システム(E R S S)の機能改善等の見直しを行うものとする。

(注)設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象で、過酷事故とも呼ばれる。

(2) オフサイトセンターの管理運営方法の見直し

オフサイトセンターの維持管理等に関しては、主要設備・システム等の日常管理、定期点検等を原子力事業者等 10 社へ業務委託しており、毎年、多額の経費が支出されているが、このような原子力事業者等への業務発注は、不透明感が否めない。

福島原発事故の重大性にも鑑みれば、シビアアクシデントに対応できるよう、防災計画・防災指針等の見直し作業におけるオフサイトセンターの在り方の検討と併せ、オフサイトセンターの管理運営方法についても検討を行い、抜本的な見直しを行うものとする。

なお、引き続き運営支援会社に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示するものとする。

3 調査・研究等業務

(1) 安全研究の重点化

JNESが行っている安全研究(6分野17テーマ61プロジェクト)に関しては、福島原発事故収束のロードマップ(中期的課題)や「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)等を踏まえるとともに、エネルギー・原子力政策の見直し等の方向性を見据えつつ、以下の見直しを行うものとする。

喫緊かつ最重要課題である福島原発事故の収束に向けた取組や同事故の教訓を踏まえた新たな規制課題への対応を行う安全研究分野にリソースを集中投入して行うものとする。

の財源を得る観点から、現在実施している61プロジェクトについて、緊急性

が認められない研究プロジェクトについては、研究期間内であっても中止又は一時停止等の措置を講ずるとともに、実施プロジェクトの研究内容・規模の見直しとプロジェクト間の整理・統合を図るものとする。

平成 19 年以前に研究を開始し、次期中期目標期間終了時(平成 28 年度)まで長期にわたり研究を実施することとしているプロジェクトが全体の 4 割以上となっている現状を踏まえ、速やかに第三者機関において継続実施すべきか否か、研究計画の絞り込みやプロジェクト間の統廃合が可能か否か等について検討を行い、研究プロジェクトの刷新を図るものとする。

研究開発段階炉に関する研究については、原子力政策及び研究開発ニーズを十分に踏まえたものとして再設計するとともに、長期の試験設定とならないよう留意するものとする。

現在実施されている安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究については、廃止するものとする。

(2) 研究マネジメントシステムの構築と研究成果の活用・公表方法の見直し

安全研究分野として実施している研究等業務には、JNES 業務の中で最も多くの予算が投入されているが、研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握等が十分に行われておらず、研究プロジェクトの選定、研究成果の公表・活用に至る一連の研究マネジメントが不十分なまま業務が実施されてきたところである。

研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握等を適切に行った上で、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、迅速に研究プログラムの改廃等を行うとともに、安全基準・指針等に的確に反映できるような公表を行えるよう、専門スタッフによる新たなマネジメントシステムを構築するものとする。

(3) 研究の委託先・手法の検討

多額の研究予算は、そのほとんどがデータ等取得のために外部委託(外注費)されており、長期にわたり原子力事業者等へ支出されている。

利害関係のある原子力事業者等への外注費支出は、国民目線から不透明感が否めないことから、安全研究に支障を来さないよう実施計画の見直しを行うとともに、

委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示するものとする。

4 情報の収集・整理等業務

(1) 目標の明確化と達成状況の定量的な検証

情報の収集・整理等業務については、定量的な業務の達成水準が明らかにされていないが、適切な中期目標管理を行い国民への説明責任を果たすためにも、明瞭性・客観性を備えた業務として目標の明確化を図るものとする。

(2) 原子カライブラリの見直し

原子カライブラリについては、原子力施設の安全等に関する情報提供を行うための施設として設置しているが、実態としてJNES職員の利用者が全体の3分の2を占めており、外部の利用者は年間400人程度と利用実績が高いとは言い難い。また、情報提供の方法についても、利用者の利便性の向上及び積極的な公開を図る観点から、入館方式ではなく電子方式等の方法に改善すべきである。

このため、現行の入館方式による原子カライブラリは廃止するものとする。

第2 人材構成の見直し

JNESの技術系職員の年齢分布は、平成15年のJNES設立以降、50歳以上が3分の2以上を占め高齢化が進行しており、今後数年間で100名以上の技術系職員が退職する年齢構造になっている。特殊性・専門性の高い原子力分野において、即戦力となる人材を確保する必要性はあるとしても、これまで、平成15年以降に採用された者のうち新卒採用者が1割にも満たず、なおかつ、中途採用者はその約6割が50歳以上であり、中長期的な視点での人材の確保が行われてきたとは言い難い。

このため、中長期的な視点に立って採用を行い人材の育成を図ることにより、業務の的確な執行とともに、検査等安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう、次期中期目標期間における集中した取組を展開する必要がある。

なお、利害関係のある原子力事業者等の出身者の中途採用は、国民からの信頼確保の観点から、極めて望ましくない。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。